

## 第4回 定例農業委員会総会議事録 (第23期)

1 日 時 平成29年10月25日(水) 9時2分～9時59分

2 場 所 阿久根市役所第1会議室

### 3 出席委員(12人出席)

- ① 栢 幸三      ② 京田 提樹      ③ 石坂 務      ④ 尻無濱 俊幸  
⑤ 富永 勝志      ⑥ 坂口 輝美      ⑦ 高原 熊夫      ⑧ 石原 千代年  
⑨ 堂後 善人      ⑩ 樫八重 玲子      ⑪ 松下 輝男      ⑫ 田嶋 輝男

### 出席農地利用最適化推進委員(6人出席)

- ① 辻 喜久男      ③ 竹原 長政      ④ 松下 統一  
⑤ 白濱 和利      ⑥ 石原 岩雄      ⑦ 尾上 進

### 4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

### 5 議事日程

- 承認第 2号 非農地判断した土地について  
諮問第 7号 農業経営改善計画の認定に係る意見について  
議案第47号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について  
議案第48号 非農地証明願いについて  
議案第49号 農用地利用集積計画について  
その他(報告等)・・・なし

### 6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)  
新坂 謙二 (次長兼管理係長)

- 榎木 海斗 (管理係)  
酒井 結華子 (管理係)  
○ 農政課 野中 義昭 (農政管理係)  
木原 香太 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から第4回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第1 議事録署名委員の指名**ですが、議長において、7番 高原 熊夫委員、8番 石原 千代年委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第2 会期の決定**を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第4回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第3 諸報告**ですが、9月29日には、長崎県東彼杵町の農業委員会研修視察を受け、第1会議室に於いて、本市の鳥獣被害対策の取組等を紹介した後、「いかくら」を案内しました。

10月5日には、鹿児島県農業会議の10月定例常設審議委員会に出席いたしました。

23日には、鹿児島県農業会議より大津局長を迎え、最適化推進活動実践及び農業者年金加入推進並びに全国農業新聞の勧誘等について、協議をいたしました。

私からは以上であります。皆さん方からありましたら、その他のところでお願いをいたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第4 承認第2号 非農地判断した土地について**を議題といたします。

本件対象地は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において非農地と判断し、また、本市農政課が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

このたび、所管の法務局登記官から本件対象地について農地から農地以外とする地目変更登記申請が行われたことに伴う紹介がありました。

非農地判断の決定については、原則として議案として提案しているところではありますが、法務局への回答期限まで暇がなかったことから、会長の判断により農地法第30条第1項の調査結果のとおり非農地として回答をいたしました。

なお、法務局においては当該登記が完了し、本件対象地の地目は農地以外となっております。

したがって、この非農地判断について、本総会で承認を求めるものです。ご異議ありませんか。

委員 な し

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、本件対象地は、非農地と判断したことについて承認されました。

議長 （田嶋 輝男）

**日程第5 諮問第7号 農業経営改善計画の認定に係る意見について**を  
議題といたします。

それでは農政課の説明を求めます。

農政課 （野中 義昭）

おはようございます。

今回、5件の農業経営改善計画の認定申請があり、第3者機関の意見聴取のため、農業委員会に対し、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものです。

認定要件としましては、農業経営基盤強化促進法第12条第4項に基づき、阿久根市の基本構想、農用地の効率的な利用、経営改善計画の達成見込み、並びに農林水産省経営局長通知の認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインに基づいて判断するよう通知されているところです。

なお、年齢制限等については、画一的に適用せず、市町村の独自基準により弾力的に運用するものです。

また、去る10月5日に行いました関係機関・団体による農業経営改善計画認定審査会において審査を行い、認定することは適当であるという意見に達したところです。

それでは、資料の説明をいたします。

（ 諮問資料にて説明 ）

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

3番委員（石坂 務）

年齢制限は無いと言われましたが、80歳の方が申請されていますが、農業委員会として80歳を認めるのか、本人が元気であれば良いとは思いますが、5年後を考えれば、私であれば無理だと考えます。

農政課（野中 義昭）

年齢制限等については、弾力的に運用しています。本人は、元気で、やる気もありますので、問題はないと考えているところです。

議長（田嶋 輝男）

他の委員は、この件に関してどのように考えますか。

11番委員（松下 輝男）

本人にやる気があれば、問題はないと考えます。

9番委員（堂後 善人）

3番委員が言われるように、認定農家の申請に限らず、農地の取得であったり、貸し借りにおいても、年齢を問わず、許可することが望ましいし、作ると言えば、許可をするしかないと考えます。今回、認定農家の申請は、5年を見越してもその年その年に見直して、リタイアすることも可能であるため、85歳を考慮しても、やれるところまで頑張ってもらうことが、一番良いと考えます。

推進委員（白濱 和利）

本人を知っていますが、やる気があれば問題はないと考えます。

推進委員 （石原 岩雄）

一回申請を見送っておられますが、再度申請をされたことには何か事情があると考えますが、担当者は何か聞いていませんか。

農政課 （野中 義昭）

詳しくは聞いていませんが、農地の取得等で認定農業者であることが有益と考えられてのことと考えます。

議長 （田嶋 輝男）

本人にやる気があれば、認めるべきと言う意見も出ていますし、本人が申請するのを、委員会が否定することはできないと思います。事務局としては、何かありますか。

事務局長 （谷口 義美）

事務局といたしましては、これまでも同じようなケースがございました。その度にこのような議論がされていますが、基本的には、本人のやる気で、判断をされてきていますので、同様に対応すれば良いと考えます。

議長 （田嶋 輝男）

親族にも、若い認定農業者もおられるようですので、応援もあると思います。

他に質疑ございませんか。

委員 なし

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

農政課の説明は、認定しようとするものであります。

諮問のとおり、認定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第6 議案第47号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について**を議題といたします。

それでは農政課の説明を求めます。

農政課 (木原 香太)

おはようございます。

それでは、議案第47号 農用地利用集積計画の『農地中間管理事業分』平成29年度第5号についてご説明いたします。

今回の計画は、平成29年8月31日締切りの第4期公募へ載せたものであります。

本日の総会でご審議いただきます農用地利用配分計画(案)は、農地中間管理機構へ事前に提出し、審査の結果、配分計画(案)については、問題ないとの回答を得ております。

そこで所有者から農地中間管理機構への中間管理権を移すため「農地中間管理事業に係る農用地等の貸借に関する事務処理要領第13条第4項」の規定に基づき、農業委員会における農用地利用集積計画の決定を受けようとするものです。

この議案が認められれば、公告年月日は、平成29年11月1日となります。それでは、順次説明いたします。

( 資料にて説明 )

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

9 番委員 (堂後 委員)

農地利用配分計画書の 1 ページ右から 3 列目の国の定義による新規貸出判定 (必須) の欄に新規とありますが, これは何になりますか。

農政課 (木原 香太)

所有者が非担い手の方で, 担い手農家に新規に貸し出した分になります。

事務局 (榎木 海斗)

担い手から, 担い手への貸し借りは, 新規になりません。元々, 認定農家が耕作している分は新規にはなりません。

議長 (田嶋 輝男)

他にはありませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件について, 原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第7 議案第 48号 非農地証明願いについて**を議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において非農地と判断し、また、本市農政課が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。

したがって、本件については、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第8 議案第 49号 農用地利用集積計画について**を議題といたします。本件の所有権移転の整理番号1～3については、2番京田提樹委員の件であり、整理番号4については、6番坂口輝美委員の〇〇〇の件であり、貸借の整理番号1については、私の〇の案件になり、議事参与の制限に該当しますので、3件以外の件についてをまず審議します。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、平成29年農用地利用集積計画書第10号について提案いたします。この議案書の公告年月日は平成29年11月1日となります。

( 議案資料にて説明 )

以上，農地銀行活動調査票及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。なお，議案第49号平成29年農用地利用集積計画書第10号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより，質疑を許します。

質疑ございませんでしょうか。

9番委員 (堂後 委員)

農用地利用集積計画移転についてになりますが，〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇株式会社への移転と言う事になると考えますが，中途解約して再設定となるのですか。

事務局 (榎木 海斗)

解約ではなくて，〇〇〇〇〇〇〇〇〇がした契約を〇〇〇〇〇〇が，そのまま，引き継ぐこととなります。貸借の期間もそのままです。

9番委員 (堂後 委員)

移転と再設定の違いはなんですか。

事務局 (榎木 海斗)

解約の手続きをするかしないかになります。認定農業者の名義も〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇株式会社に変更になったため，解約ではなくて移転になります。

議長 (田嶋 輝男)

他にありませんか。

推進委員 (白濱 和利)

4 ページの賃借料になりますが、反当 5 千円と 1 万 5 千円で 3 倍とありますが、どの様な経緯で額を設定されたのか、我々もあつ旋する中で、知る必要があります。高い理由を教えてください。

1 番委員 (戸 委員)

前回の契約を引き継いだことが理由になります。

議長 (田嶋 輝男)

再設定と言う事ですが、現状では畑では 5 千円から 8 千円が相場と考えます。

8 番委員 (石原 委員)

以前、高い賃借料の案件を 5 千円に下げたこともありました。

議長 (田嶋 輝男)

農業委員会だよりに賃借料の状況と言う事で、平均的な賃借料も載っていますので、参考にさせていただきたいと考えます。

推進委員 (白濱 和利)

農家の育成のためにも、賃借料を安く設定し、農家に利益が残るように誘導することが必要と考えます。

4 番委員 (尻無濱 委員)

契約時点で、相場の話をしました。今年までは前のおりで、今後は見直すことになりました。

議長 (田嶋 輝男)

私の近くのタバコ畑は、以前は5万円の借地料であった経緯もありましたが、今は8千円となっているようです。そういう現状です。

事務局長 (谷口 義美)

お互いが、納得して契約した分については、その契約で良いと考えますが、農家の収益を考慮すれば、借地料は適正な基準が望ましいと考えます。

法外に高いところは、現状の相場を示して、更新の際に提示することが望ましいと考えます。このことは、委員・推進委員が、あつ旋をする際に考慮していただくことが大切になります。

議長 (田嶋 輝男)

借り人・貸人でよく相談していただいて、相場も考慮して、委員として提示しいもらえれば良いと考えます。

他には、ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

次に、所有権移転の整理番号1～3京田提樹委員の件を審議しますので、2番京田提樹委員は退席をお願いします。

(～ 2 番 京田提樹委員退席～)

議長 (田嶋 輝男)

それでは、所有権移転の整理番号 1～3 について、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

( 議案資料にて説明 )

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。

質疑ございませんでしょうか。

畑にしては、値段が高いようですが。どうですか。

事務局長 (谷口 義美)

協議会にしてください。

議長 (田嶋 輝男)

協議会に切替えます。

( ～ 協議会 ～ ) 9:49～9:52

議長 (田嶋 輝男)

本会に戻します。

他に質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

それでは、2番京田提樹委員の着席を許します。

(～2番 京田提樹委員着席～)

議長 (田嶋 輝男)

次に、所有権移転の整理番号4〇〇〇〇氏の件を審議しますので、6番坂口輝美委員は退席をお願いします。

(～6番 坂口輝美委員退席～)

議長 (田嶋 輝男)

それでは、所有権移転の整理番号4について、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

( 議案資料にて説明 )

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。

質疑ございませんでしょうか。

2番委員 (京田 提樹)

協議会にしてください。

議長 (田嶋 輝男)

協議会に切替えます。

( ～ 協議会 ～ ) 9:58～10:01

議長 (田嶋 輝男)  
本会に戻します。  
他に質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件については原案のとおり決定いたします。  
それでは、6番坂口輝美委員の着席を許します。

(～6番 坂口輝美委員着席～)

議長 (田嶋 輝男)  
それでは、次に私の案件について、審議していただきたいと思っておりますので、議長について松下会長代理を指名して、議長を交代させていただきます。

議長 (松下 輝男)  
それでは、田嶋会長に代わり議長を務めさせていただきます。貸借の整理番号1貸人〇〇〇〇の案件を審議しますので、田嶋会長の退席をお願いします。

(～田嶋会長退席～)

議長 (松下 輝男)  
それでは、貸借の整理番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局（榎木 海斗）

（ 議案資料にて説明 ）

議長（松下 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長（松下 輝男）

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

それでは、田嶋会長の着席を許します。

（～田嶋会長着席～）

議長（田嶋 輝男）

以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

委員 なし

議長（田嶋 輝男）

事務局からは、ありませんか。

事務局（新坂 謙二）

ございません。

議長（田嶋 輝男）

それでは、ほかにはないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9：59